

「さが文化創造・鑑賞応援事業」「さが文化観光プラス」泊キャンペーン事業」募集要項

1 趣 旨

物価高騰による生活費需品の値上がりで人々の可処分所得が減る中、文化鑑賞や音楽鑑賞といった文化芸術に係る支出は真っ先に削られる領域であり、その支出は減少傾向にあります。また作品制作に必要な材料費も上昇し、活動コストは確実に増加しています。このような中、文化芸術活動に対する経済的ハードルが高まっており、活動の縮小や継続が困難なケースが生じています。

文化芸術は、心を豊かにし、地域の価値を発信し伝統を継承する重要な基盤であり、文化芸術の活力は地域の経済効果にも直結します。だからこそ、文化芸術活動が物価高騰の中でも継続・発展していくよう強力な支援が必要とされています。

一般社団法人佐賀県文化観光連盟では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した佐賀県の補助を受け、物価高騰の影響による文化体験機会の減少や文化芸術活動の停滞を防ぐため、文化芸術を「つくる人」「みる人」の双方を支援する「さが文化創造・鑑賞応援事業」を実施し、県内で文化芸術活動を行う方の文化芸術活動に係る材料費の支援及び、県民が県内で開催される文化芸術分野に係る有料公演を鑑賞する際のチケット代の支援をすることで、文化芸術活動への参加の維持と質の高い文化芸術の提供の継続を図ります。

また、物価高騰の影響を受ける観光関連産業を支援し、県内文化イベント等の動員を促進するため、「さが文化観光プラス」泊キャンペーン」を実施し、文化イベント等の鑑賞を契機に佐賀県内に宿泊する方の滞在延長を促進することで、交通・飲食・観光施設・小売も含めた観光消費の喚起と、県内で開催される文化イベント等への県内外からの来場者数の増加を図ります。

2 「さが文化創造・鑑賞応援事業」のうち文化芸術活動支援（つくる支援）について

次の要件を満たす場合に、県内文化芸術団体の構成員が行う文化芸術活動に係る材料購入費等を支援します。

(1) 対象者

県内文化芸術団体の構成員（個人）

(2) 対象経費

文化芸術活動に係る材料費等で、一件あたりの取得価格が税込 10 万円未満のもの

（例）絵画・彫刻（絵具、キャンバス、粘土等）／華道（花き等）／茶道（抹茶等）／書道（墨・筆等）
／演劇（衣装のクリーニング代等）

(3) 支援金額

1 人あたり 下限 3 千円～上限 2 万円（支援率 1/2、千円未満切り捨て）

※お一人様 1 回に限り申請可能

※購入した材料を返品（返金）、転売した場合は支援の対象外

(4) 必要書類

●身分証明書（必須）

以下のいずれかの書類の写し

①運転免許証②健康保険証③マイナンバーカード表面④パスポート⑤公的証明書⑥その他

●団体の構成員であることが確認できる書類（必須）

以下のいずれかの書類の写し

①団体発行証明書（会員証など）

②団体代表者による任意様式の証明書（代表者の連絡先電話番号が記載されているもの）

③当事業 HP からダウンロードした様式（文化芸術団体所属確認書）

●購入品領収書（必須）

●振込先に関する下記の情報が明記された書類の写し（必須）

金融機関名、支店名、普通預金と当座預金の別、口座番号、口座名義人（か）

例）通帳（見開き 1,2 ページ目及び表面）、

キャッシュカード、

ネットバンキングの当該情報がわかる画像

●レシートや請求書（必要な場合のみ）

（5）対象期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 11 月 30 日（月）

※領収書等の日付が期間内であること

（6）申請受付期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）～令和 8 年 12 月 15 日（火）

※本事業は予算の範囲内で実施するため、申請受付期間中であっても、予算が上限に達し次第、予告なく終了します。

※郵送の場合は、最終日の消印まで有効です。

3 「さが文化創造・鑑賞応援事業」のうち有料公演鑑賞支援（みる支援）について

次の要件を満たす場合に、県内で開催される文化芸術分野に係る有料公演の鑑賞に要するチケット代を支援します。

（1）対象者

佐賀県民

（2）対象経費

令和 8 年度内に県内で開催される文化芸術分野に係る有料公演のチケット代

（1 枚あたり税込 6 千円以上のものに限る）

（例）音楽コンサート、演劇、ミュージカル、バレエ等

（3）支援金額

1 枚あたり一律 3 千円

※キャンセル・リセール・転売した場合は支援対象外

（4）必要書類

●身分証明書（必須）

以下のいずれかの書類の写し

①運転免許証②健康保険証③マイナンバーカード表面④パスポート⑤公的証明書⑥その他

●チケットの半券等(利用が証明できるもの)(必須)

●公演チケット領収書(必須)

●振込先に関する下記の情報が明記された書類の写し(必須)

金融機関名、支店名、普通預金と当座預金の別、口座番号、口座名義人(カ)

例)通帳(見開き1,2ページ目及び表面)、

キャッシュカード、

ネットバンキングの当該情報がわかる画像

(5)対象期間

令和8年6月1日(月)~令和8年11月30日(月)

※鑑賞する有料公演のチケット購入に係る領収書等の日付(購入日)が上記期間内であること

※鑑賞する有料公演の公演日が令和8年6月1日(月)~令和9年3月31日(水)までの期間内であること

(6)申請受付期間

令和8年8月24日(月)~令和8年12月15日(火)

※本事業は予算の範囲内で実施するため、申請受付期間中であっても、申請件数が上限に達し次第、予告なく終了します。

※郵送の場合は、最終日の消印まで有効です。

4「さが文化観光プラス1泊キャンペーン」事業について

次の要件を満たす場合に、宿泊に係る経費を支援します。

(1)対象者

県内で開催される有料の文化・スポーツイベントを鑑賞した方

※県内在住の方もご利用いただけます

(例)コンサート、演劇・ミュージカル、伝統芸能公演、野外フェス、展覧会、企画展、映画祭、
スポーツの試合等

※1泊目当日から2泊目翌日までの期間に鑑賞した方を対象とします

(2)対象経費

県内の宿泊施設に2泊以上宿泊した場合の2泊目の宿泊料金

(1人あたり税込5千円以上のものに限る)

※連続した日程であれば1泊目と2泊目で宿泊施設が異なっても構いません

(3)支援金額

1人あたり一律5千円

※お一人様1回に限り申請可能

※宿泊をキャンセルした場合は対象外

(4)必要書類

●身分証明書(必須)

以下のいずれかの書類の写し

①運転免許証②健康保険証③マイナンバーカード表面④パスポート⑤公的証明書⑥その他

●文化・スポーツイベントチケットの半券等（利用が証明できるもの）（必須）

●宿泊領収書（必須）

●振込先に関する下記の情報が明記された書類の写し（必須）

金融機関名、支店名、普通預金と当座預金の別、口座番号、口座名義人（か）

例）通帳（見開き 1,2 ページ目及び表面）、

キャッシュカード、

ネットバンキングの当該情報がわかる画像

●最終旅行日程表（パッケージ旅行の場合は必須）

●予約確認書等 1 人 1 泊あたりの料金がわかる書面（旅行会社から交付された書面）（必要な場合のみ）

●宿泊証明書（必要な場合のみ）

●文化・スポーツイベントの領収書（必要な場合のみ）

(5) 対象期間

令和 8 年 6 月 10 日（水）～令和 8 年 12 月 31 日（木）

※2 泊目の宿泊日が期間内であることが必要

(6) 申請受付期間

※本事業は予算の範囲内で実施するため、申請受付期間中であっても、申請件数が上限に達し次第、予告なく終了します。

※郵送の場合は、最終日の消印まで有効です。

5 申請方法

「さが文化創造・鑑賞応援事業」「さが文化観光プラス1泊キャンペーン事業」特設ウェブサイトの専用フォームから電子申請、または、当該ウェブサイトから申請様式をダウンロードし、さが文化観光応援事務局あて郵送申請を行ってください。申請者は申請フォーム又は申請書に記載の全ての項目について誓約及び同意した場合にのみ申請を行うことができます。

6 支援対象の決定・支援金の交付について

電子申請または郵送申請を受け付けた後、事務局にて内容を審査し、結果を通知いたします。申請いただいても、審査の結果、要件を満たさず支援対象とならない場合や、予算が上限に達したため支援対象とならない場合があります。事務局が支援決定を通知した申請者に対し、ご指定の口座へ支援金を交付します。

7 お問い合わせ先

申請方法、要件、対象経費など、ご不明の点がございましたら、以下までお問い合わせください。

さが文化観光応援事業事務局

(株式会社 JTB ビジネストランスフォーム内)

〒810-0072 福岡市中央区長浜 1-1-35 新 KBC ビル 5 階

TEL:050-1732-4624

Mail:sagaculture@jbx.jtb.jp

(一般社団法人佐賀県文化観光連盟「さが文化創造・鑑賞応援事業」及び「さが文化観光
プラス1泊キャンペーン事業」受託事業者)